

[事案 2024-274] 保険料払込免除等請求

・令和 8 年 1 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、保険料払込免除等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 7 月に、膀胱側壁部膀胱がんと診断確定されたため、平成 28 年 3 月に募集人が個人としておこなっている代理店を通じて契約した引受基準緩和型終身保険（契約①）および引受基準緩和型医療保険（契約②）にもとづき保険料払込免除を請求したところ、契約①②の約款に定める「悪性新生物」に該当しないことを理由に保険料払込免除が認められなかった。しかし、以下の理由により、保険料払込免除を求める（請求①）。それが認められない場合には、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額の返還（請求②）、または精神的損害に対する慰謝料の支払い（請求③）を求める。

- (1) 自分の疾病は「悪性新生物」に該当する。また、募集時に募集人から、「どのようながんでも全て保険料免除になる」と説明されていたものであるから、契約①②の保険料について払込免除を求める。
- (2) 契約①②は無効なものであるから、既払込保険料と解約返戻金の差額の返還を求める。
- (3) 募集人の虚偽の発言により、多大な精神的苦痛を被ったため、慰謝料の支払を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②の保険料払込免除事由に該当するためには、約款に定める「悪性新生物」であるとの診断確定が必要となるが、約款の「悪性新生物」には上皮内がんは含まれない。申立人の診断書によれば、申立人の疾病は上皮内がんには該当するものであり、「悪性新生物」には該当しない。
- (2) 募集人は、「どのようながんでも全て保険料免除になる」との説明は行っていない。仮に、募集人が誤った説明をしたとしても、それにより契約内容が変更されることはない。また、契約①②の保険料を返還すべき理由も存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本裁定申立当時、募集人は保険会社に勤務しており、保険会社を通じて募集人の事情聴取の実施を要請したが、募集人と連絡が取れなくなったため、事情聴取を実施することができなかった。
- (2) 立証責任は申立人側が負うという観点からは、募集時に申立人に対して、「どのようながんでも全て保険料免除になる」と述べたとまで認めることは困難であるという結論に至らざ

るを得ないが、この点について、事情聴取によって確認することができないことにより、保険会社としても、このような発言がなかったことを明確に立証できているとまでは言えない面があることは否定できない。